

函 総 災

令和5年(2023年)2月28日

報道機関各位

函館市総務部災害対策課長

大間原発建設差止訴訟 第29回口頭弁論について

このことについて、下記のとおり第29回口頭弁論が行われますので、お知らせします。
また、今回提出した準備書面については、口頭弁論終了後にホームページに掲載します。

記

第29回口頭弁論

1 日 時 令和5年3月1日(水) 15:00

2 場 所 東京地裁103号法廷

3 内 容 訴訟代理人が、準備書面にに基づき補足説明を行う予定です。

提出書面

・函館市

準備書面(50) 敷地内におけるS-11シーム(断層)について、被告電源開発は将来活動する可能性のある断層等ではないことを立証できておらず、また、これまでの原子力規制委員会の審査会合における資料作成において初歩的な誤りを繰り返しており、技術的能力が不足していることを主張するもの。

証拠説明書(47) 準備書面(50)に関する証拠を説明するもの。

求釈明申立書 シビアアクシデント対策(深層防護の第4層)が機能しない場合(第5層=住民避難)を想定しているか、また想定しているとした場合、どの規模の原発事故を想定しているか等について、説明を求めるもの。

4 ホームページアドレス

※ 大間原発に係わる主な経過

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/>

総務部災害対策課 鶴岡

0138-21-3648